

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県北茨城市

2 構造改革特別区域の名称

北茨城市農山漁村交流促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

茨城県北茨城市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は茨城県の北東端に位置し、東京から約180 Kmの距離にあり、南は高萩市、北は福島県いわき市に接し、東は太平洋に面している。東西約24 Km、南北約22 Km、総面積186.49 Km²で阿武隈山地が海岸に迫り、平坦地が少なく、総面積の約80%が山林原野で占められている。気温は、四季を通じ温暖である。

かつては炭鉱のまち（常磐炭鉱の発祥地）として栄えたが、炭鉱の閉山により過疎地域の指定を受けるまちとなった。その後の地域振興策により人口も5万1千人台にまで回復した。また三大童謡詩人野口雨情の生誕の地でもあり、かつ明治期の日本美術院の発祥の地であり、岡倉天心や横山大観、菱田春草らがこよなく愛した地でもある。

北西部の中山間地域は、花園・花貫県立自然公園を中心に四季折々の渓谷美や山岳、高山植物などを満喫できる豊かな自然資源さらにはオートキャンプ場やスポーツ広場などがあり、さらには本市が進めるグリーン・ツーリズム事業の中核拠点施設である「マウントあかね」（農業体験型が楽しめる宿泊施設）やガラス制作体験ができるガラス工房などがある。

また一方、海浜地域は巻き網・底引き漁を行う第3種漁港（大津・平潟漁港）をはじめ白砂青松の砂浜、美しいリアス形の海岸線を有する海の資源があり、かつ日本の渚百選、音百選にも選ばれた五浦海岸、茨城県天心記念五浦美術館、六角堂、五浦温泉、平潟港温泉、野口雨情生家・記念館、公営の温泉施設である中郷温泉「通りゃんせ」、国選択常陸大津の御船祭、盆船流しなどの歴史・伝統文化・自然資源が豊富な地域である。同地域はこれら資源を活用してブルー・ツーリズムの事業展開を掲げているところである。

このように自然資源をはじめとして歴史、芸術、温泉と様々な観光・環境資源に恵まれ、年間を通じて110万人を超える来訪者があり、今後ともより一層の交流人口の拡大が望まれる地域である。

しかしながら本市の中山間部においては自然資源等があるものの、公共交通手段が全くなくかつ宿泊施設も少なく、訪れる人が多い割には地域への経済波及効果が低い状態である。さらに海浜部においても水産業を取り巻く環境は厳

しい状況にあり、獲る漁業からつくり育てる漁業への構造転換が課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

これらの課題を克服するため、中山間地域の豊かな自然資源と観光資源を活用し、農林業の体験や食材の提供を通して、都市住民との交流の場を確保しながら、交流人口の増大と地域の活性化を図ることを目的としたグリーン・ツーリズム事業を積極的に展開しているところであるが、地域への経済波及効果は未だ不十分なものがある。

今後一層の経済的・地域的な効果を引き出すため、新たな魅力を加味した形での中山間地区における農家民宿の開業により、田植えや収穫などの農業体験を通じ、都市住民との交流を図ることをねらいとする。

また、中山間地区においてはこんにゃくイモや原木まいたけの栽培など独自の特産品作りを進めると同時に酒米となる米の生産も盛んであり、滞在型の農家民宿と併せた濁酒の製造を行うことにより、地域活性化を図るものとする。

一方、滞在型の漁家民宿を実施することにより、水産業事業者や従事者との体験交流を通じ、水産業の振興、水産資源の消費拡大などにつなげることができる。

これにより、今後はグリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズムの連携を図り、都市と農村・漁村との交流、農林漁業の振興を目的とした事業の展開をすることにより、地域に内在する資源を活かした事業の展開が進み、地域、企業、行政、住民などが一体となった総合的なツーリズムの展開が可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、平成12年3月に「きらめき・めぐみ・つどい たくましく生きるまち北茨城」をめざす第3次北茨城基本構想・基本計画を策定し、これに基づく諸施策を積極的に展開している。

このなかで、新しい地域産業の創造として、都市と農村とのふれあいを目的としたグリーン・ツーリズムを推進しているところであり、かつまたグリーン・ツーリズムとの連携を図りながら、海浜の資源を活用したブルー・ツーリズムの推進を掲げ、都市と農山漁村の交流を積極的に取り組んでいるところである。

これらの事業を地域の振興に結び付けていくためには、市がグリーン・ツーリズムの拠点として施設整備をした総合交流施設での宿泊はもとより、周辺地域の農家での宿泊を可能とすることにより、交流人口の拡大や農業関連産業の育成等を図る。

また、臨海部における漁港地区での漁家宿泊を可能とすることにより、交流による新たな事業の展開が可能となり、第1次産業と観光・交流による1.5次産業というべき新たな産業の創造に繋げて行く。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

地域住民が、地域資源を活用し、グリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズム事業の担い手として自立的な経営活動を展開することにより、農家・漁家収

入の確保と地域の活性化さらには第1次産業の振興に結びつけることが期待できる。

特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ・農家民宿や漁家民宿、自家製による酒類製造などにより、小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。
- ・既存の観光資源のほか、構造改革特区により地域の魅力が向上することにより、農業・漁業体験者などの交流人口の拡大が期待される。
- ・観光客及び交流人口の増加に伴う販路拡大、農業生産物や水産加工品などの出荷増、宿泊者の増加などにより、市民所得の向上が期待できる。

項目	実績（平成14年度）	（平成17年度）	目標（平成19年度）
市全体入込み客数	1,123,100人	1,260,000人	1,300,000人
うち中山間地区	200,000人	212,000人	220,000人
宿泊客数	379,000人	410,000人	430,000人
農家民宿等の開業件数	(受入れ農家) 0軒	(受入れ農家) 4軒	(受入れ農家) 6軒
漁家民宿等の開業件数	(受入れ漁家) 0軒	(受入れ漁家) 6軒	(受入れ漁家) 10軒
濁酒製造	(製造農家) 0軒	(製造農家) 4軒	(製造農家) 6軒
農業体験者数	220人	480人	600人
漁業体験者数	0人	250人	400人
市民所得	132,534百万円	134,000百万円	135,000百万円

* 市民所得の実績は、平成12年度の市民所得推計

8 特定事業の名称

- (1) 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- (2) 707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では都市住民が自然・文化・人々との交流楽しむ滞在型の余暇活動を進めるグリーン・ツーリズムの展開を図るため、平成8年に策定した「グリーン・ツーリズムモデル整備構想策定事業支援活動報告書」に基づき、農林業の振興と農山村の振興に取り組んでいるところである。

また、グリーン・ツーリズムとの連携を図りながら、海浜の資源の活用や漁業体験など都市住民と漁業集落との交流、漁業と観光の振興を目的に「北茨城市ブルー・ツーリズム基本計画書」に基づきブルー・ツーリズムを進めているところである。

国や県などの諸計画との整合を図りながら、北茨城市の特性を活かしたまちづくりを目指しているところであるが、今後は定住人口とあわせて交流人口の増加策を積極的に進め、市勢の発展を図ることが重要なテーマと位置づけ、市全域をツーリズム事業のフィールドと見定め、グリーン・ツーリズム及びブルー・ツーリズムを展開してゆくものとする。

(1) 特定事業に関連する事業

取組み体制の整備

- ・ 各地区に協議会を設置して特産品の開発や体験メニュー作り等を進めており、これら事業の促進に資するため経費の一部を助成している。

具体的事業の展開

- ・ ブルー・ツーリズム推進協議会による港まつりでの都市住民によるシラス漁の体験や地元小学生によるヒラメの稚魚放流、アヤマ公園づくりなどを実施し、交流人口の増加策を進めている。
- ・ ツーリズムの理念の周知を図る観点から、啓発講演会の開催をはじめ、グリーン・ツーリズムの中核拠点施設との事業の連携を実施しているところである。

グリーン・ツーリズムとブルー・ツーリズムとの連携

- ・ 豊かなできれいな海と森づくりを進めるため、中山間地区の森林関係者や漁業関係者などが連携して海岸清掃や苗木の植樹等を行っている。またイベントを通じて相互の情報交換や特産品の紹介などを進めている。
- ・ 国民の環境に対する関心の高まりから、自然資源を活かしたエコ・ツーリズムの実施、農業と漁業の体験メニューの共同開発などを行い、連携を図っていくこととしている。

雨情の里港まつり

大津漁港を舞台に毎年 10 万人の人出で賑わう「雨情の里港まつり」を開催し、住民をはじめ漁業者や農業者などの交流の場となっている。漁船の体験搭乗などを行い、漁業体験への興味を高めている。

収穫祭（グリーン・ツーリズムの中核施設「マウントあかね」）

地元産の野菜・牛などの特産品の販売やヤギなどの動物とのふれあい広場などを設け、実りの秋の収穫祭を実施し、中山間地区の農業の現状等の理解を求めている。

施設の整備

漁業者と都市住民との交流・活動の場ないし情報発信基地となる交流施設の整備を進める。

具体的な体験メニューの実施

・ 農業体験

芋ほり体験、田植え体験、炭焼き体験、ジャガイモ収穫体験、トウモロコシ収穫体験、すし作り体験、菓子作り体験、ヤギの乳搾り体験、エコ体験（自然観察等）、稲刈り体験、濁酒製造見学体験

・ 漁業体験

小型定置網漁、シラス漁、あわび採り、ワカメ作り等体験、競り市体験、干物・練物作り体験、地魚料理体験、磯遊び体験

(2) 全国的に行われる規制緩和の活用

農林漁業体験民宿業を営む施設における客室面積要件の緩和

農林漁家が農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第 1 条及び第 3 条第 1 項に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこと。

別 紙（特定事業番号 4 0 7）

1 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特別区域内において農家民宿、漁家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業（農家民宿に類する形態である畜産林業家民宿、漁業家民宿を含む。）を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」並びに「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成 15 年 3 月 26 日付け消防予第 90 号消防予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

（ 1 ）規制の特例措置の必要性

当市の人口は、50,000 人を割る状況にあり、高齢化も急速に進んでいる。かつ、第 1 次産業に従事する人口もまた減少・高齢化、事業の零細化を余儀なくされている。当市の資源である中山間地区の恵まれた自然資源と臨海部の海洋資源とを結びつけた、グリーン・ツーリズム及びブルー・ツーリズムを展開する中で交流人口の増加を図るため、農家民宿さらには漁家民宿の事業を推進するためには、事業実施のための負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知器設備の設置については前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

（ 2 ）要件適合性を認めた根拠

1）誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の非難階において、以下の条件すべてにおいて該当する場合には、建築基準法施行令の規定にかかわらず、当該非難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない。

各室から直接外部に容易に非難できること。

建物に不案内な宿泊者でも各室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく到達できること等簡明な経路により容易に非難口まで非難できること。

農家民宿等の外に避難した者が当該農家民宿等の開口部から 3 m 以内

の部分を通安全な場所に避難できること。

農家民宿等において、宿泊者等に対して非難口等の案内を行うこととしていること。

の全ての条件に該当する場合には、令第 26 条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導等及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

2) 消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿等において、以下の条件すべてにおいて該当する場合には、建築基準法施行令の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。

1) の 1 の要件を満たしていること。

客室が 10 室以下であること。

消防機関に対して常時通報することができる電話が常時人が居る場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建築物及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること）が明示されること。

の 3 つの要件を満たす場合には、令第 23 条第 3 項の規定にかかわらず当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知器の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

別 紙（特定事業番号 7 0 7）

1 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特別区域内において酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店等）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農山漁村交流促進特区（北茨城市全域）内で農家民宿など酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供販売する。

この場合において、事業の実施主体が当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には酒税法第 7 条第 2 項（最低製造数量基準（年間 6 K 1））の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

当市の人口は、50,000 人を割る状況にあり、高齢化も急速に進んでいる。かつ、第 1 次産業に従事する人口もまた減少・高齢化、事業の零細化を余儀なくされている。このため、当市の資源である中山間地区の恵まれた自然資源と農家民宿とを結びつけた交流人口の増加を図り、農業所得の増大と地域の活性化をねらいとしたグリーン・ツーリズムを展開しているところである。

当該規制の特例措置により、特定農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、グリーン・ツーリズムを展開するうえで新たな魅力が高まり、交流人口の拡大と周辺地域の活性化に資するものと期待できる。

